

公益財団法人いわき市社会福祉施設事業団の個人情報保護に関する規程

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 個人情報の取扱い（第3条―第12条）
- 第3章 開示及び訂正等（第13条―第27条）
- 第4章 雑則（第28条―第34条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、いわき市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年12月26日
いわき市条例第32号）の趣旨にのっとり、公益財団法人いわき市社会福祉施設事業団（以下「事業団」という。）における個人情報の保護の実施について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによるものとする。

- (1) 個人情報 個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。
- (2) 個人情報データベース等 個人情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるものをいう。
 - ア 特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
 - イ アに掲げるもののほか、特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの（個人情報を一定の規則に従って整理することにより特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成した情報の集合物であつて、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するものをいう。）
- (3) 個人データ 個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。
- (4) 保有個人データ 事業団が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データをいう。
 - ただし、次に掲げるものを除く。
 - ア 6月以内に消去することとなるもの
 - イ 当該個人データの存否が明らかになることにより、本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあるもの
 - ウ 当該個人データの存否が明らかになることにより、違法又は不当な行為を助長し、

又は誘発するおそれがあるもの

エ 当該個人データの存否が明らかになることにより、施設及び利用者の安全が害されるおそれ、関係機関や関係団体との信頼関係が損なわれるおそれ、又は関係機関や関係団体との交渉上不利益を被るおそれがあるもの

オ 当該個人データの存否が明らかになることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が及ぶおそれがあるもの

(5) 本人 個人情報によって識別される特定の個人をいう。

第2章 個人情報の取扱い

(利用目的の特定)

第3条 事業団は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定しなければならないものとする。

2 事業団は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならないものとする。

(利用目的による制限)

第4条 事業団は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならないものとする。

2 事業団は、合併その他の事由により他の事業者から事業を承継することに伴って個人情報等を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならないものとする。

3 前二項の規定は、次に掲げる場合については、適用しないものとする。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(適正な収集等)

第5条 事業団は、個人情報を収集しようとするときは、個人情報を取り扱う事務の利用目的を明確にし、当該利用目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならないものとする。

2 事業団は、思想、信条及び信教に関する事項、社会的差別の原因となる社会的身分に関する事項、犯罪に関する事項その他の基本的人権を侵害し、又は個人の秘密を侵害するおそれがある事項に関する個人情報を収集してはならないものとする。ただし、次のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 法令に基づく場合

(2) 事務の目的を達成するために当該個人情報が必要かつ不可欠なものであると認めるとき。

3 事業団は、個人情報を収集するときは、当該個人情報の本人から直接収集しなければならないものとする。

4 前項の規定にかかわらず、事業団は、次のいずれかに該当するときは、本人以外の者から個人情報を収集することができるものとする。

(1) 本人の同意があるとき。

(2) 法令に基づく場合

(3) 出版、報道等により公にされているとき。

(4) 人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

(5) 国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人若しくはこれらに準ずる団体から提供を受けて収集するとき。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、本人から収集することにより、事務の目的の達成に支障が生じ、又はその円滑な実施を困難にするおそれがあるとき、その他本人以外の者から収集することに相当の理由があると認められるとき。

(取得に際しての利用目的の通知等)

第6条 事業団は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならないものとする。

2 事業団は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。以下この項において同じ）に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならないものとする。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない。

3 事業団は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表しなければならないものとする。

4 前三項の規定は、次に掲げる場合については、適用しないものとする。

(1) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

(2) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事業団の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

(3) 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

(正確性の確保)

第7条 事業団は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならないものとする。

(安全管理措置)

第8条 事業団は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人

データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならないものとする。

(職員の監督等)

第9条 事業団は、その職員に個人データを取り扱わせるに当たっては、当該個人データの安全管理が図られるよう、当該職員に対する必要かつ適切な監督を行わなければならないものとする。

2 個人データを取り扱う職員若しくは職員であった者は、その業務に関して知り得た個人データの内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないものとする。

(委託先の監督等)

第10条 事業団は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、当該個人データの適正な管理に関して契約上に定めるとともにその取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならないものとする。

(第三者提供の制限)

第11条 事業団は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならないものとする。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

2 事業団は、第三者に提供される個人データについて、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているときは、前項の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。

(1) 第三者への提供を利用目的とすること。

(2) 第三者に提供される個人データの項目

(3) 第三者への提供の手段又は方法

(4) 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること。

3 事業団は、前項第2号又は第3号に掲げる事項を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならないものとする。

4 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前三項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。

(1) 事業団が利用目的の達成のために必要な範囲内において個人データの取扱いの全部

又は一部を委託する場合

(2) 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合

(3) 個人データを特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。

5 事業団は、前項第3号に規定する利用する者の利用目的又は個人データの管理について責任を有する者の氏名若しくは名称を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならないものとする。

6 事業団は、個人データの提供を受ける第三者に対し、必要に応じ次の各号に掲げる事項を条件として付すものとする。ただし、特に必要でないと認める事項については、省略することができる。

(1) 個人データの秘密の保持並びに個人データの改ざん、滅失及び不当な目的への利用の防止に関する事項

(2) 利用目的の範囲を超える個人データの利用の禁止に関する事項

(3) 提供を受けたもの以外のものへの個人データの提供の禁止に関する事項

(4) 提供を行う個人データの利用を認める期間に関する事項

(5) 利用期間の終了後又は利用目的の達成後の個人データの取扱いに関する事項

(6) 紛失、盗難その他の事故の発生時における報告義務に関する事項

(7) 立入調査に応ずる義務に関する事項

(8) 損害賠償に関する事項

(9) 前各号に掲げるもののほか、個人データの保護に関し事業団が必要と認める事項
(保有個人データに関する事項の公表等)

第12条 事業団は、保有個人データに関し、次に掲げる事項について、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置かなければならないものとする。

(1) 事業団の名称

(2) すべての保有個人データの利用目的（第6条第4項第1号から第3号までに該当する場合を除く。）

(3) 次項、保有個人データの開示、保有個人データの内容の訂正、追加又は削除若しくは保有個人データの利用の停止又は消去に応じる手続（手数料の額を定めたときは、その手数料の額を含む。）

(4) 保有個人データの取扱いに関する苦情の申出先

(5) 認定個人情報保護団体の名称及び苦情の解決の申出先

2 事業団は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの通知を求められたときは、本人に対し、遅滞なく、これを通知しなければならないものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 前項の規定により当該本人が識別される保有個人データの利用目的が明らかな場合

(2) 第6条第4項第1号から第3号までに該当する場合

- 3 事業団は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの利用目的を通知しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならないものとする。

第3章 開示及び訂正等

(開示の申出)

第13条 本人は、この規程の定めるところにより、事業団に対し、当該事業団の保有する自己を本人とする保有個人データの開示の申出（以下「開示申出」という。）をすることができるものとする。

- 2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任を受けた代理人（以下「代理人等」という。）は、本人に代わって前項の規定による開示申出をすることができるものとする。

(開示申出の手続)

第14条 前条の規定による開示申出は、開示申出に係る保有個人データを特定するために必要な事項その他理事長が必要と認める事項を記載した書面を事業団に提出しなければならない。

- 2 前項の書面は、保有個人データ開示申出書（第1号様式）とする。

- 3 第1項の場合において、開示申出をする者（以下「開示申出者」という。）は、自己が当該開示申出に係る保有個人データの本人又は前条第2項に規定する代理人等であることを証明する書類として、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものを提示し、又は提出しなければならない。

(1) 開示申出者が当該開示申出に係る本人である場合 開示申出をする者の氏名及び住所が記載され、かつ、その者の写真がはり付けられている運転免許証、旅券、外国人登録証明書その他の国又は地方公共団体が発行した書類であって、当該開示申出をする者が本人であることを確認するに足りるもの。ただし、これらの書類をやむを得ない理由により提示し、又は提出することができない場合にあっては、当該開示申出に係る本人であることを確認するために事業団が適当と認める書類

(2) 開示申出者が前条第2項に規定する代理人等である場合 次のア及びイに掲げる書類

ア 当該代理人等に係る前号に掲げる書類

イ 戸籍謄本その他当該代理人等の資格を証明する書類

(保有個人データの開示義務)

第15条 事業団は、保有個人データの開示（当該本人が識別される保有個人データが存在しないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。）を求められたときは、開示申出をした者に対し、書面の交付による方法（開示の求めを行った者が同意した方法があるときは、当該方法による。）により、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならないものとする。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

- (1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- (2) 事業団の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- (3) 他の法令に違反することとなる場合

(開示申出に対する措置)

第16条 事業団は、第14条の規定に基づく開示申出があったときは、保有個人データ開示申出書を受理した日から起算して15日以内に、当該開示申出に対する決定（以下「開示等決定」という。）をしなければならない。

2 事業団は、前項の規定に基づき開示等決定をしたときは、本人又は代理人等に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならないものとする。

3 前項の規定による通知は、次の各号に掲げる開示等決定の区分に応じ、当該各号に定める通知書により行うものとする。

(1) 開示申出に係る保有個人データの全部について開示する旨の決定 保有個人データ全部開示決定通知書（第2号様式）

(2) 開示申出に係る保有個人データの一部について開示する旨の決定 保有個人データ部分開示決定通知書（第3号様式）

(3) 開示申出に係る保有個人データについて開示をしない旨の決定 保有個人データ不開示決定通知書（第4号様式）

(法令による開示の実施との調整)

第17条 他の法令の規定により、本人に対し第15条本文に規定する方法に相当する方法により当該本人が識別される保有個人データの全部又は一部を開示することとされている場合には、当該全部又は一部の保有個人データについては、同条の規定は、適用しないものとする。

(開示の実施)

第18条 開示申出に係る保有個人データの開示は、本人又は代理人等に対し、書面の交付による方法（開示の申出を行った者が同意した方法があるときは、当該方法による。）その他事業団が定める方法により行うものとする。

2 第14条第3項の規定は開示の実施に準用する。この場合において、同項本文中「開示申出をする者（以下「開示申出者」という。）」とあるのは「開示の実施を受ける者」と、同項本文中「当該開示申出に係る保有個人データの本人」とあるのは「当該開示の実施に係る保有個人データの本人」と、同項第1号及び同項第2号中「開示申出者」とあるのは「開示の実施を受ける者」と、同項第1号中「当該開示申出に係る本人」とあるのは「開示の実施を受ける本人」と、同項第1号中「開示申出をする者」とあるのは「開示の実施を受ける者」と、同項第1号中「当該開示申出をする者」とあるのは「当該開示の実施を受ける者」とそれぞれ読み替えるものとする。

(費用負担)

第19条 保有個人データの開示に係る手数料は、徴収しない。

2 写しの交付により保有個人データの開示を受ける開示申出者は、当該写しの作成に要する費用を負担するものとする。

(訂正の申出)

第20条 本人又は代理人等は、本人から識別される保有個人データの内容が事実でないという理由によって当該保有個人データの内容の訂正、追加又は削除（以下「訂正等」という。）の申出（以下「訂正申出」という。）をすることができる。

(訂正申出の手続)

第21条 前条の規定による訂正申出は、訂正申出に係る保有個人データを特定するために必要な事項その他理事長が必要と認める事項を記載した書面を事業団に提出してしなければならない。

2 前項の書面は、保有個人データ訂正申出書（第5号様式）とする。

3 訂正申出を行うものは、事業団に対し、求める訂正の内容が事実であることを証する書類を提出しなければならない。

4 第14条第3項の規定は訂正申出に準用する。この場合において、同項本文中「開示申出をする者（以下「開示申出者」という。）」とあるのは「訂正申出をする者」と、同項本文中「当該開示申出に係る保有個人データの本人」とあるのは「当該訂正申出に係る保有個人データの本人」と、同項第1号及び第2号中「開示申出者」とあるのは「訂正申出をする者」と、同項第1号中「当該開示申出に係る本人」とあるのは「当該訂正申出をする本人」と、同項第1号中「開示申出をする者」とあるのは「訂正申出をする者」と、同項第1号中「当該開示申出をする者」とあるのは「当該訂正申出をする者」とそれぞれ読み替えるものとする。

(訂正等)

第22条 事業団は、訂正申出があった場合において、当該訂正申出に理由があると認めるときは、当該訂正申出に係る保有個人データの利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人データの訂正等をしなければならない。

(訂正申出に対する措置)

第23条 事業団は、訂正申出があったときは、訂正申出書を受理した日から起算して30日以内に、必要な調査を行い、当該訂正申出に対する決定（以下「訂正等決定」という。）をしなければならない。

2 事業団は、訂正等決定をしたときは、本人又は代理人等に対し、遅滞なくその旨を通知しなければならない。

3 前項の規定による通知は、次の各号に掲げる訂正等決定の区分に応じ、当該各号に定める通知書により行うものとする。

(1) 訂正申出に係る保有個人データの全部について訂正する旨の決定 保有個人データ全部訂正決定通知書（第6号様式）

(2) 訂正申出に係る保有個人データの一部について訂正をする旨の決定 保有個人データ部分訂正決定通知書（第7号様式）

(3) 訂正申出に係る保有個人データについて訂正をしない旨の決定 保有個人データ不訂正決定通知書（第8号様式）

(利用停止等の申出)

第24条 本人又は代理人等は、当該本人が識別される保有個人データが第4条の規定に違反して取り扱われているという理由又は第5条の規定に違反して取得されたものであるという理由によって、当該保有個人データの利用の停止又は消去（以下「利用停止等」という。）の申出（以下「利用停止等申出」という。）をすることができる。

(利用停止等申出の手続)

第25条 前条の規定による利用停止等申出は、利用停止等申出に係る保有個人データを特定するために必要な事項その他理事長が必要と認める事項を記載した書面を事業団に提出してしなければならない。

2 前項の書面は、保有個人データ利用停止等申出書（第9号様式）とする。

3 第14条第3項の規定は訂正申出に準用する。この場合において、同項本文中「開示申出をする者（以下「開示申出者」という。）」とあるのは「利用停止等申出をする者」と、同項本文中「当該開示申出に係る保有個人データの本人」とあるのは「当該利用停止等に係る保有個人データの本人」と、同項第1号及び第2号中「開示申出者」とあるのは「利用停止等申出をする者」と、同項第1号中「当該開示申出に係る本人」とあるのは「当該利用停止等申出をする本人」と、同項第1号中「開示申出をする者」とあるのは「利用停止等申出をする者」と、同項第1号中「当該開示申出をする者」とあるのは「当該利用停止等申出をする者」とそれぞれ読み替えるものとする。

（保有個人データの利用停止等義務）

第26条 事業団は、利用停止等申出があった場合において、当該利用停止等申出に理由があると認めるときは、事業団における保有個人データの適正な取扱いを確保するために必要な限度で、遅滞なく、当該利用停止等申出に係る保有個人データの利用停止等をしてしなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときはこの限りでない。

(1) 保有個人データが第4条の規定に違反して取り扱われているという理由又は第5条の規定に違反して取得されたものであるという理由によって、利用停止等を求められた場合であって、当該保有個人データの利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わる措置をとるとき

(2) 保有個人データが第11条第1項の規定に違反して第三者に提供されているという理由によって、当該保有個人データの第三者への提供の停止を求められた場合であって、当該保有個人データの第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の第三者への提供を停止することが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わる措置をとるとき

（利用停止等申出に対する措置）

第27条 事業団は、利用停止等申出があったときは、利用停止等申出書を受理した日から起算して30日以内に、必要な調査を行い、当該利用停止等申出に対する決定（以下「利用停止等決定」という。）をしなければならない。

2 事業団は、利用停止等決定をしたときは、本人又は代理人等に対し、遅滞なくその旨を通知しなければならない。

3 前項の規定による通知は、次の各号に掲げる利用停止等決定の区分に応じ、当該各号に定める通知書により行うものとする。

(1) 利用停止等申出に係る保有個人データの全部について利用停止等する旨の決定 保有個人データ利用停止決定通知書（第10号様式）

(2) 利用停止等申出に係る保有個人データの一部について利用停止等をする旨の決定 保有個人データ部分利用停止決定通知書（第11号様式）

(3) 利用停止等申出に係る保有個人データについて利用停止等をしない旨の決定 保有

個人データ利用不停止決定通知書（第12号様式）

第4章 雑則

（不服の申出）

第28条 開示等決定、訂正等決定又は利用停止等決定について請求者から不服の申出があったときは、理事長は、遅滞なく、理事会を経て、当該申出に対する決定をするものとする。

（苦情の処理）

第29条 理事長は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならないものとする。

2 理事長は、前項の目的を達成するために必要な体制の整備に努めなければならないものとする。

（いわき市との協力）

第30条 理事長は、個人情報の保護を図るため必要があると認めるときは、いわき市に協力を要請し、又はその協力の要請に応ずるものとする。

（理事長の責務）

第31条 理事長は、この規程に定めるもののほか、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

（運用状況の公表）

第32条 理事長は、毎年1回、この規程の運用状況を取りまとめ、これを公表するものとする。

（適用区分）

第33条 第11条から第27条までの規定は、平成17年9月30日以前に事業団が作成し、又は取得した保有個人データについては適用しない。

（委任）

第34条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が理事会に諮って定めるものとする。

附 則

（施行期日）

この規程は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

この規程は、令和7年11月1日から施行する。（令和5年4月1日いわき市個人情報保護条例の廃止により変更）